

⑥ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う、地域の中核機関です。

運営主体

市町村、在宅介護支援センターの運営法人（社会福祉法人、医療法人等）その他の市町村から委託を受けた法人

エリア

市町村ごとに担当エリアを設定。小規模市町村の場合、共同設置も可能。

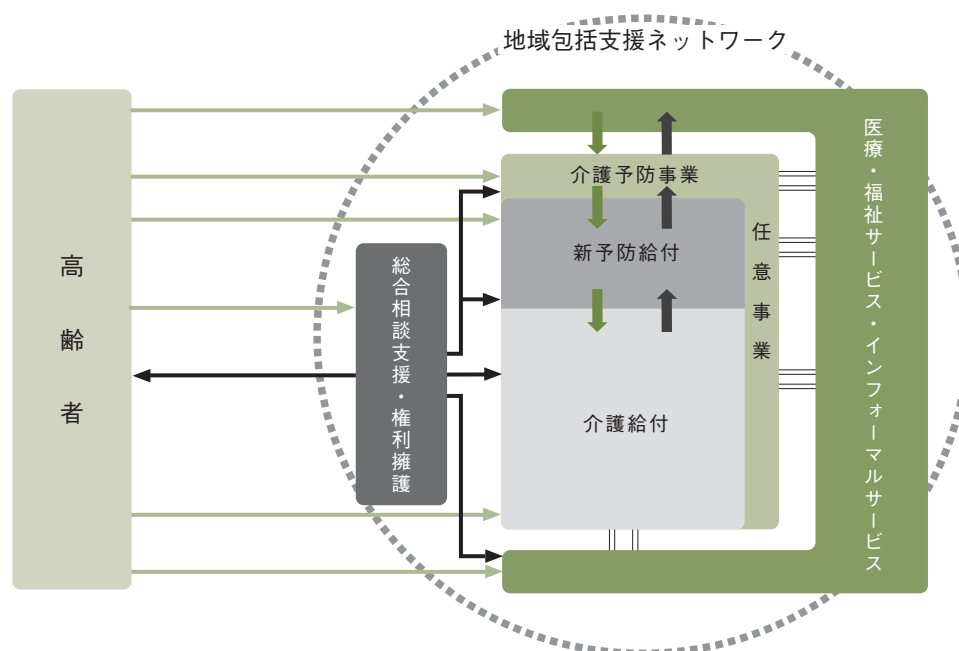
職員体制

保健師（又は地域ケアに経験のある看護師）、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3つの専門職種又はこれらに準ずる者
※65歳以上の高齢者3,000人～6,000人ごとに、3人の専門職種を配置。

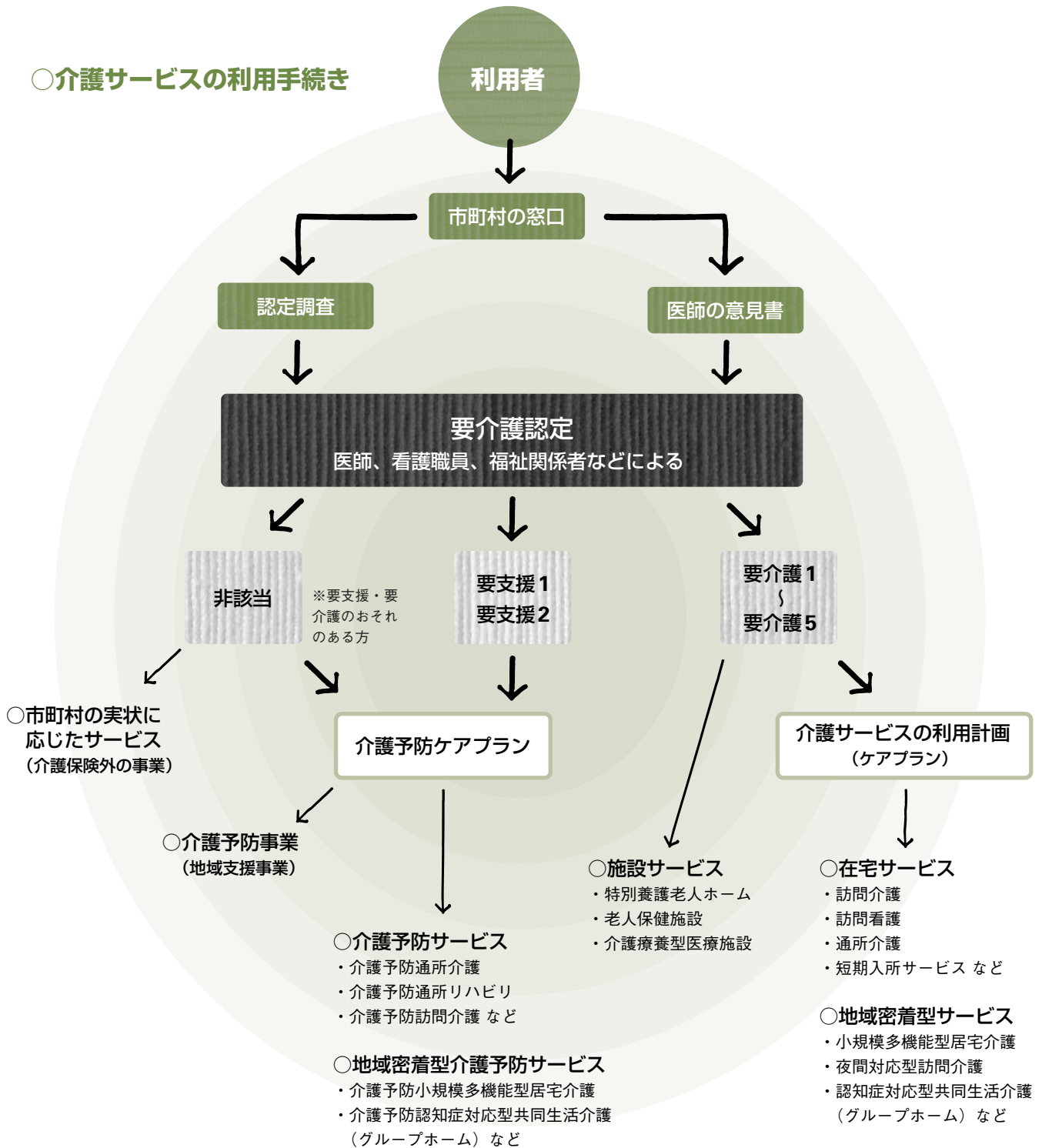
地域包括支援センターの設置運営に関しては、市町村が事務局となり、地域のサービス事業者、関係団体、被保険者の代表などにより構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関与することとなっています。

○地域包括支援センターの基本機能

共通的支持基盤構築	地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築すること。
総合相談支援・権利擁護	高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること。
介護予防ケアマネジメント	介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行うこと。



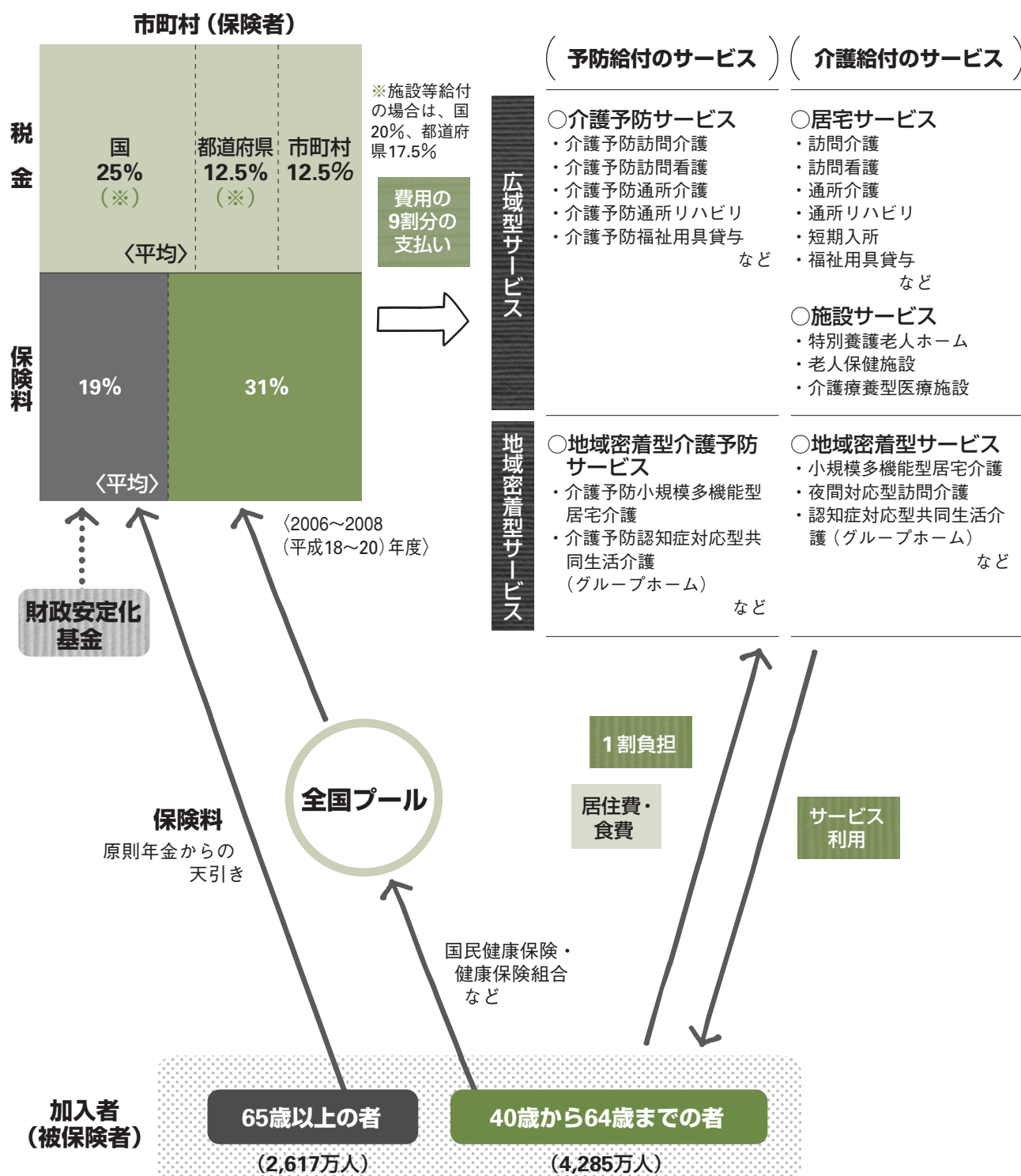
○介護サービスの利用手続き



今回の改正では、事業者に対して、介護サービスの内容や運営状況についての情報公開を義務づけることになっています。具体的には、職員体制や設備の状況、サービス提供記録の管理状況、職員に対する研修の実績といった情報を各事業者がまとめ、月1回程度の割合で都道府県知事に提出します。都道府県知事は、その情報を一般に対して広く公開するというものです。

また、事業者指定を6年ごとの更新制とし、何か問題が生じた場合に、都道府県や市町村が事業者に対して勧告や命令ができる権限を強めることとしています。特に、利用者に対しての虐待などが明らかになった場合は、すぐに指定取消しなどの強い処分ができるようになっています。

○改正後の介護保険制度の仕組み(参考)



（注）65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳から64歳までの者（第2号被保険者）の数は、2006（平成18）年度の見込数（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2002（平成14）年1月推計）」より）